

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和6年11月18日(月)午後1時30分から午後2時23分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

網谷繁彦、三國嘉彦、中村好成、坂田博美、鷺北英司、濱田清人、
荻野洋一、大浦清和、水島洋、島崎慎一、高松賢二郎、塩谷俊之、
河合雅司

(欠席委員：森本太郎、上野佳弘)

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

荻野洋一、鷺北英司

6 県職員

飯田副主幹、加藤主任

7 事務局職員

前田事務局長

8 付議事項(議題)

- (1) 知事管理漁獲可能量の設定について(まあじ、まいわし対馬暖流系群、
かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群)(諮問)

県水産漁港課の加藤主任から、資料1により、「知事管理漁獲可能量(ま
あじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわ
し対馬暖流系群)の設定について」説明された。

1ページ目には、今回諮問の概要を記載している。漁業法では、都道府
県は、資源管理方針に基づき、国から配分された漁獲可能量について、知
事管理区分に配分する量を定めることとされている。マアジ、マイワシ、
カタクチイワシ、ウルメイワシについて、令和7年1月1日から令和7年
管理年度が始まる。カタクチイワシ、ウルメイワシについては、令
和6管理年度にTAC魚種となり、ステップアップ管理におけるステップ1
による管理が行われているところである。令和7年度においても、このス

ステップアップ管理は継続されることとなっており、ステップ1については、漁獲報告が主な内容となっており、国が一括して管理することとなっている。令和6管理年度のステップ1については、毎年の加入の増減に対する管理の方法が課題となっており、このことから、令和7年管理度においても、引き続きステップ1で管理が行われる。今回、ステップ1の管理として、引き続きTAC数量を国が一括して管理することから、全体の内数として各都道府県にTAC数量が示されている。以上、4魚種の配分量に関し、別紙の案のとおり知事管理可能量を定めることについて、今回委員会へ諮問するものである。各魚種の管理区分と漁獲可能量は、マアジでは富山県まあじ漁業について現行水準、マイワシは富山県まいわし漁業について現行水準、カタクチイワシは富山県かたくちいわし漁業について50,000トンの内数、ウルメイワシは富山県うるめいわし漁業について46,000トンの内数となっている。参考情報として、これまでの管理年度における、各魚種のTAC配分量と漁獲実績等を示している。

TAC魚種に関する管理の枠組みとして、富山県資源管理方針の第1～8に資源管理に関する基本的な事項が、別紙に特定水産資源毎の具体的な資源管理方針（県内のTAC配分等）が記載され、知事管理漁獲可能量は漁期ごとに毎年定めることとなっている。今回、マアジ、マイワシ、カタクチイワシ、ウルメイワシについて諮問するもの。今後のスケジュールについては、本日、知事管理漁獲可能量案を海区漁業調整委員会に諮問し、答申をいただければ、11月下旬に農林水産大臣への承認申請を行い、12月下旬以降に県報で告示する予定である。

塩谷委員：数量管理を行っている県は、近隣県であるか？

加藤主任：マアジについては、島根、山口、長崎、宮崎、鹿児島県が数量明示の県である。

塩谷委員：ブリが来年からステップアップ管理となるが、数量について何か情報はあるか？

加藤主任：ブリについては、国から数量に関する通知等は届いていない。

塩谷委員：ブリについては、富山県は現行水準と聞いているが、関係県での連携に県としてオブザーバーとして入るということで良いか？

飯田副主幹：はい。

網谷会長：TACについては、国に対して地元重視でということでこれまで要望してきている。要望を聞く機会があるだろうし、全国会議等へ出席して富山県として発言すべきと思う。

荻野委員：「基本シェア」とは？

加藤主任：全国の漁獲量に占める割合である。この割合により、配分が決まるもの。

この他、委員から意見や質問等はなく、県から諮問のあった知事管理漁獲可能量の設定（まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群）について、「異議なし」として答申することが承認された。

(2) 定置漁具への繋がり釣りに係る対応方針についての海面利用協議会への協議結果について（報告）

県水産漁港課の加藤主任から、資料2により、「定置漁具への繋がり釣りに係る対応方針についての海面利用協議会への協議結果について」報告があった。

7月25日に開催した当委員会において、委員会指示による制限を行う方向性を確認しているが、このことについて海面利用協議会に協議したので、結果を報告する。対応方針について、10月7日に開催された富山県海面利用協議会で意見を聞いたところ、繋がり釣りの禁止を目的とした委員会指示の発出について反対はなかった。このことから、当該指示の発出について手続きを進めることとしたい。

海面利用協議会における主な意見としては、次の通りであった。「定置漁具に船を固定する等の漁具に接触しての遊漁の禁止」の「等」とは何か。遊漁船やプレジャーボートで定位可能な装備が普及しており、繋がらずとも定置網周辺に留まることができる。定置網周辺ではミニボートが多く見られ、県外から来る人もいる。ミニボートへの周知が必要。周知は印刷物の配布が有効と考えられる。定置網に残されたルアーにより漁業者が怪我をすることや、定置網の一部の破損から甚大な被害が生じる可能性があることについて遊漁者の認識が不足している。

これらの意見への対応として、委員会指示案の内容は、規制の対象とする行為を具体的に記載することとしたい。委員会指示の周知については、指示発出について遊漁者団体、釣具店等に通知し周知を行い、定置網周辺の遊漁に関する啓発パンフレットの作成や看板の設置を行いたいと考えている。

委員会指示案としては、「富山県の地先海面において、定置漁業に用いる漁具（かき網、身網、ロープ、浮き玉その他敷設している漁具）を利用して船を固定する等の漁具に接触して遊漁（水産動植物を採捕する行為をいう。）をしてはならない。」としたいと考えている。これは、山形県及び高知県による関連する委員会指示を参考に検討したもの。

委員会指示は、指示内容を適用すべき全ての者が対象、すなわち一般の遊漁者に適用されるものであることから、パブリックコメントを実施し、意見公募を行ったうえ、手続きを進めることを考えている。今後のスケジュールとして、12月にパブリックコメントを実施し、次回の委員会で委員会指示案の協議を行い、3月に委員会指示を発出したい。委員会指示案の告示の例を資料に示しているが、指示の有効期間は1年間を想定している。

鷺北委員：定位可能な船の装備がある。今回の指示案では、定置網の保護区域内で繋がらないまでも接近して遊漁を行うことについて、繋がらなければ問題ないとの解釈を与えてしまうおそれがある。保護区域を守る点について、明記できないか？

加藤主任：これまでの議論では、取締りの観点から、見てわかる行為として繋がる行為を禁止するものであり、今回の指示案では、この点を明確に禁止するもの。定置網周辺での遊漁については、啓発等で

周知していきたい。

網谷会長：委員会指示は強制力が弱いですが、遊漁者に対して制限を設ける第一歩として理解している。

前田事務局長：鷺北委員からのご意見に関し、委員会指示として盛り込むことが難しい場合、委員会指示を周知していく段階で、取り入れられれば良いと思う。

鷺北委員：パンフレットにでも、保護区域について説明してもらいたい。

中村委員：定置網の保護区域で遊漁をしないで、といってもイタチごっこで、実際には取締りは難しい。しっかりと取り締まってほしい。

中村委員：この問題については、国に対策をしてほしい。遊漁についても、登録等できないものか？

前田事務局長：中村委員のご意見について、この点は全国的にも課題となっており、海区の連合会から国に対する要望を伝える場においても、遊漁者の組織化や登録制について、国へ要望しているところ。

三国委員：2回目の違反でようやく強制的な取り締まりとなるとのことであるが、漁業者は常時監視していることはできないので、国や県による取り締まりをお願いしたい。

網谷会長：密漁者対策ではドローンの導入を検討すべきではないかと考える。県でも検討いただきたい。

高松委員：指示の発出に際しては、周知が必要であるが、遊漁が盛んになる季節を見計らって、県と海上保安庁でPRのパトロールを行ってはどうか。また、県と海保の連携は重要と考える。船の定義に、ゴムボートは入るのか？

飯田副主幹：入ると考えている。

河合委員：定置網の保護区域がどの範囲なのか、一般の遊漁者には分かりにくい。もし、保護区域の中で行為を規制したいのであれば、AIS（船舶自動識別装置）なども活用し、位置情報データを収集するシステムを作るなどして取締りをしないと、現実的な対応としては難しいのではないかと。一方で、繋がり釣りについては、明確な行為として分かりやすい。

網谷会長：定置網の保護区域と関連して、漁業権の枠は海図等に示されていると思う。プレジャーボートでもGPSで位置情報を把握できる。

飯田副主幹：保護区域は定置漁業の漁業権の区域とは異なり、漁業調整規則で規定されており、定置網の前面、後面、沖側、岸側にそれぞれ距離が定められた区域である。保護区域内で禁止されている行為は、魚群を著しく逸散させる漁業を営むことである。保護区域内で遊漁を禁止しているものではないことから、遊漁者を追い出すようなことはできない。今回、繋がり釣りだけでもダメだということを明確にしたい。同様の指示を出している県においても、保護区域内での取締りについては、なかなか対応ができていない。今回提示している委員会指示が出れば、繋がり釣りに関しては明確に規制することができる。今回の内容で十分かどうかについては、委員会指示

の有効期間を1年とする中で、検証していきたい。

荻野委員：啓発パンフレットには、委員会指示以外に、保護区域の説明や、禁止行為或いは止めてもらいたい行為等について記載するの
か？

飯田副主幹：保護区域内で遊漁を禁止することは書けないが、なるべく
避けてもらうような啓発となる内容としたい。

網谷会長：繋がり釣りではないが、定置網に接近して定位して遊漁を行
うことを止めてもらうような文章とはならないか？

加藤主任：繋がる行為が禁止事項となっており、接近することについて
は、止めてもらうようお願いする事項となる。

網谷会長：それでも良いと思う。「定置網に近寄らないでください」と
うことで。

飯田副主幹：漁具に掛かったルアー等で漁業者が怪我をするおそれがある
ので、接近しての遊漁を止めてください、ということは周知した
い。

鷺北委員：定置網周辺における遊漁についての規制になぜこれだけ拘る
のか、その理由について説明させていただきたい。定置網は固定す
るために数多くのロープで結ばれているが、プレジャーボートのプ
ロペラが誤ってロープに絡まった場合、ロープを切って脱出する。
その後、網の状態に気付かずにいると、時化等で網に大きな力が掛
かった場合、ロープが次々に切れてしまい、甚大な被害、億単位の
被害につながることもある。この点を危惧していることをご理解い
ただきたい。

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の概要について (報告)

前田事務局長から、資料3により、「全国海区漁業調整委員会連合会日
本海ブロック会議の概要」報告された。

本会議は、令和6年11月12日に青森県青森市で開催され、網谷会長と
前田事務局長が出席した。

令和7年度の要望事項について、提案海区がそれぞれ説明した。Ⅲ太平
洋クロマグロの資源管理 1クロマグロ資源の適正利用の項目について、
11海区から提案があり、沿岸漁業、特に定置網漁業への漁獲枠配分の配慮、
漁獲枠融通手続きの簡素化、減収補填の継続、遊漁規制の強化を求める継
続要望が多く、富山海区からも国主導による遊漁対策を強化するように修
正したことなどを説明した。Ⅳ沿岸資源の適正な利用について、1沿岸漁
業と沖合漁業の調整の項目に、5海区から提案があり、主に沿岸漁業と大
中型まき網漁業の調整を求める継続要望が提案された。Ⅴ漁業法改正後の
制度運用について、1漁業法改正後の定置網漁業の資源管理(京都府)、
2新たな資源管理措置等(但馬、島根連合)の項目に関し、十分な知見の
ない魚種ではMSYベースの漁獲量管理を行わないこと等を求める継続要望
が提案された。Ⅵ外国漁船問題等について、島根～福井海区から、日韓暫

定水域内での漁業秩序の維持や、北朝鮮ミサイル発射に係る安全操業の確保を求める継続要望が提案された。Ⅶ海洋性レジャーとの調整等について、1 遊漁と漁業の調整の項目に 3 海区、2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止の項目に 1 海区、3 ミニボートによる危険行為の防止に 5 海区から継続要望があった。提案された要望を日本海ブロックとして全国連合会へ出すことについて全会一致で承認された。青森県西部海区で案をとりまとめたうえで、各海区で内容を確認し、全国海区連合会事務局に提出される。

事務局から次期開催県が島根県であることが報告され、承認された。

網谷会長：クロマグロ遊漁の採捕報告の期限について、従来は 1 週間程度のタイムラグがあったが、規制にはより迅速な対応が求められることから、水産庁に会議で報告アプリの使用などについて意見したところ、早々に改善していただいた。富山海区からの要望等があれば、また会議等でお願ひするので、相談してほしい。

それ以外には、委員から意見や質問等はなかった。

(4) その他

飯田副主幹から、次期海区委員の公募について県ホームページで公表し、受付期間を令和 6 年 11 月 1 日から 12 月 11 日としていることが説明された。

(5) 次回委員会

次回の委員会は、令和 7 年 1 月 24 日（金）13:30 より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和 6 年 11 月 18 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____